

宇都宮市児童相談所の整備に関する 住民説明会

次 第

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 事業説明
- 4 質 疑
- 5 閉 会

令和7年7月12日（土）18：00～
とちぎ福祉プラザ3階 福祉研修室A B

【目次】

1 児童相談所の役割 <P. 3 ~>

- (1) 児童虐待の現状
- (2) これまでの市の取組
- (3) 市が児童相談所を設置すると
- (4) 児童相談所とは？
- (5) 児童相談所設置による効果と基本理念
- (6) 宇都宮市が目指す姿

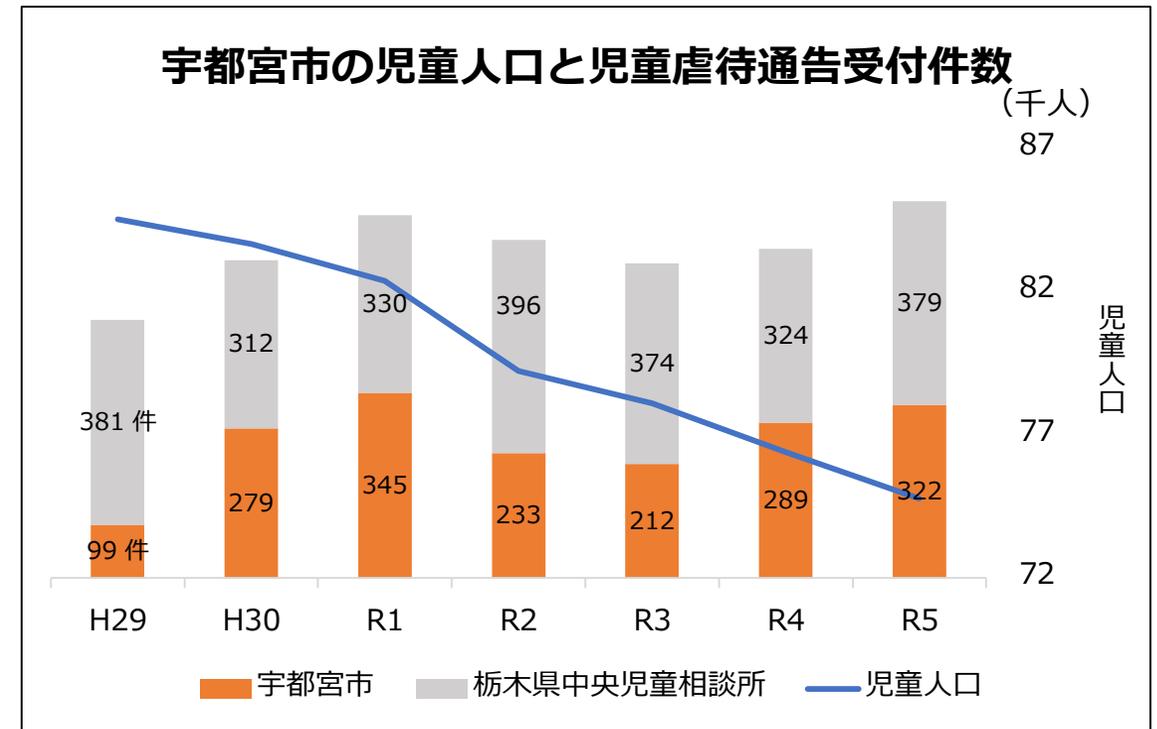
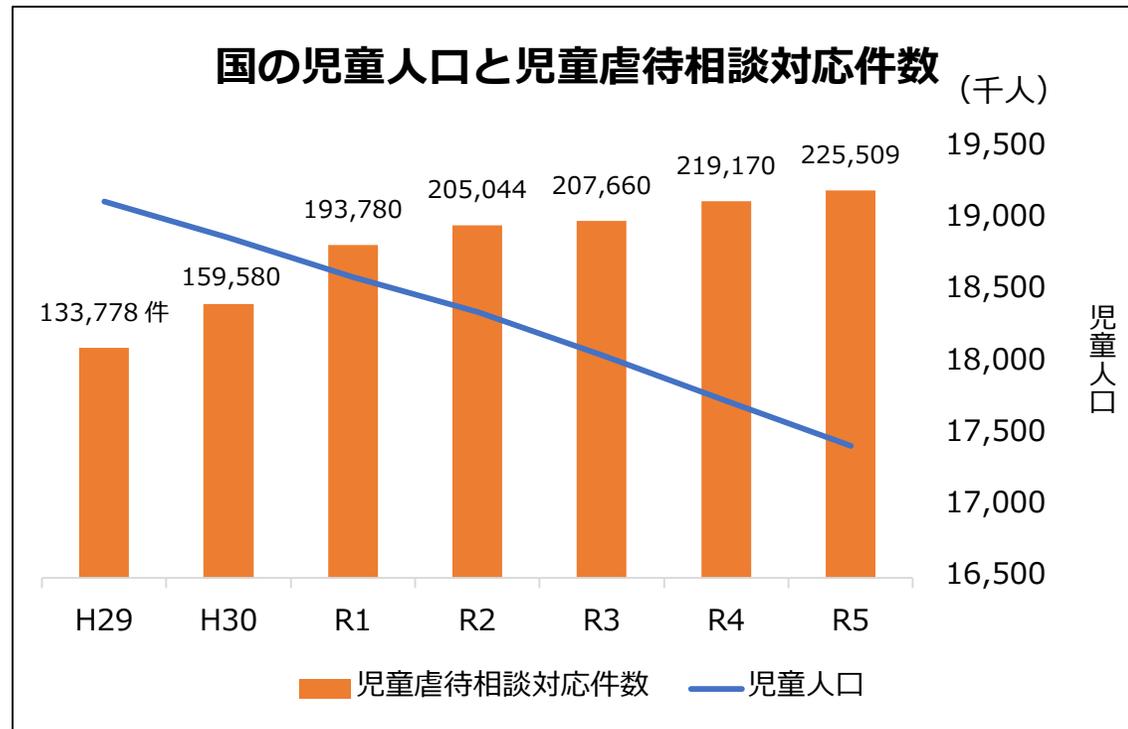
2 建設予定地 <P. 13 ~>

- (1) 建設予定地の選定
- (2) 土地利用の方向性

3 整備スケジュール（予定） <P. 18 >

1-(1) 児童虐待の現状

全国的に児童人口が減少傾向にある中、**児童虐待に関する相談対応件数は増加**しています。宇都宮市においても、国より緩やかではあるものの、**増加傾向にある**ほか、**相談内容も複雑・多様化している**状況であり、これまで以上に体制を強化し、早急に対策に取り組む必要があります。

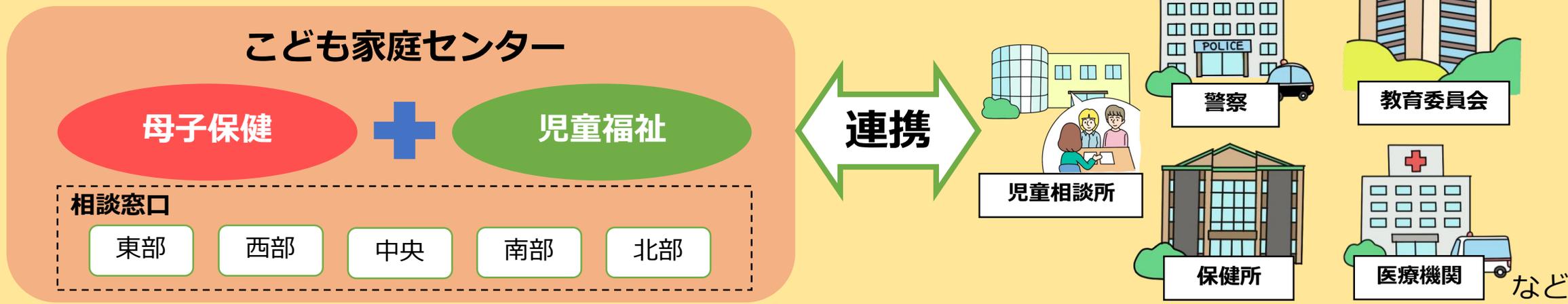


1-(2) これまでの市の取組

子育てに悩みや不安を抱えている保護者やその児童に対して相談支援等を行う『**こども家庭センター**』を設置するなど、**児童虐待の未然防止や重篤化の抑制**に重点的に取り組んできました。

こども家庭センターとは？

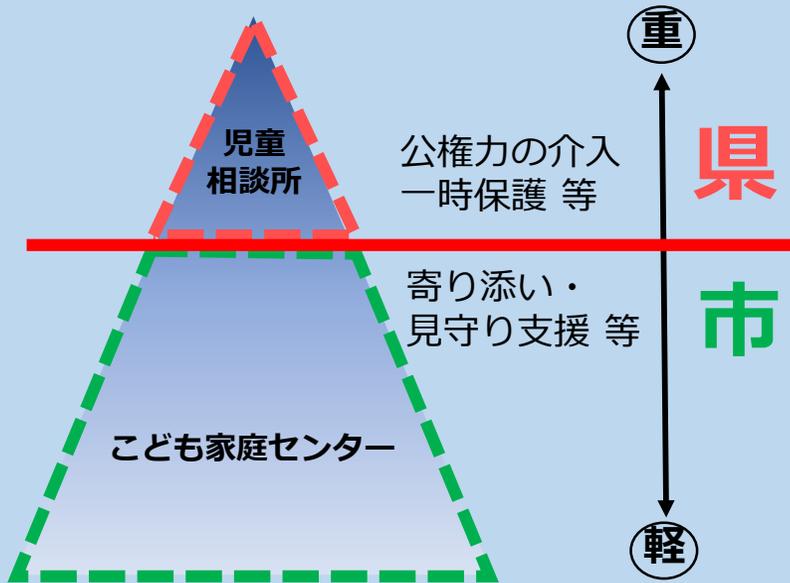
妊産婦や子どもの健康相談などを行う「母子保健」と、児童虐待対応などを行う「児童福祉」の双方の観点から、一人ひとりに寄り添った相談支援を行っています。関係機関と連携し、支援が必要な子どもやその保護者等を早期に把握し、適切な支援に繋げるなど、児童虐待の早期発見・未然防止の役割も担っています。



1-(3) 市が児童相談所を設置すると

現状

- 栃木県中央児童相談所
 - 一時保護等の**緊急性の高い重度の事案**

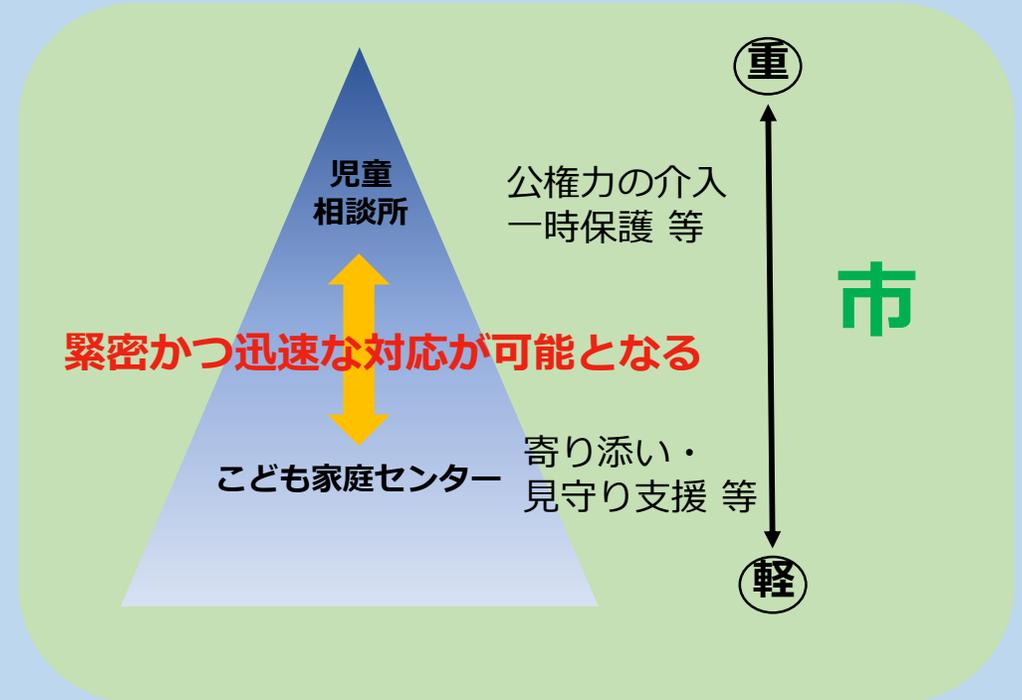


- 宇都宮市こども家庭センター
 - 一時保護等に至る前の**包括的な在宅支援**

専門性や特性を踏まえた
県との役割分担

市が児童相談所を設置すると

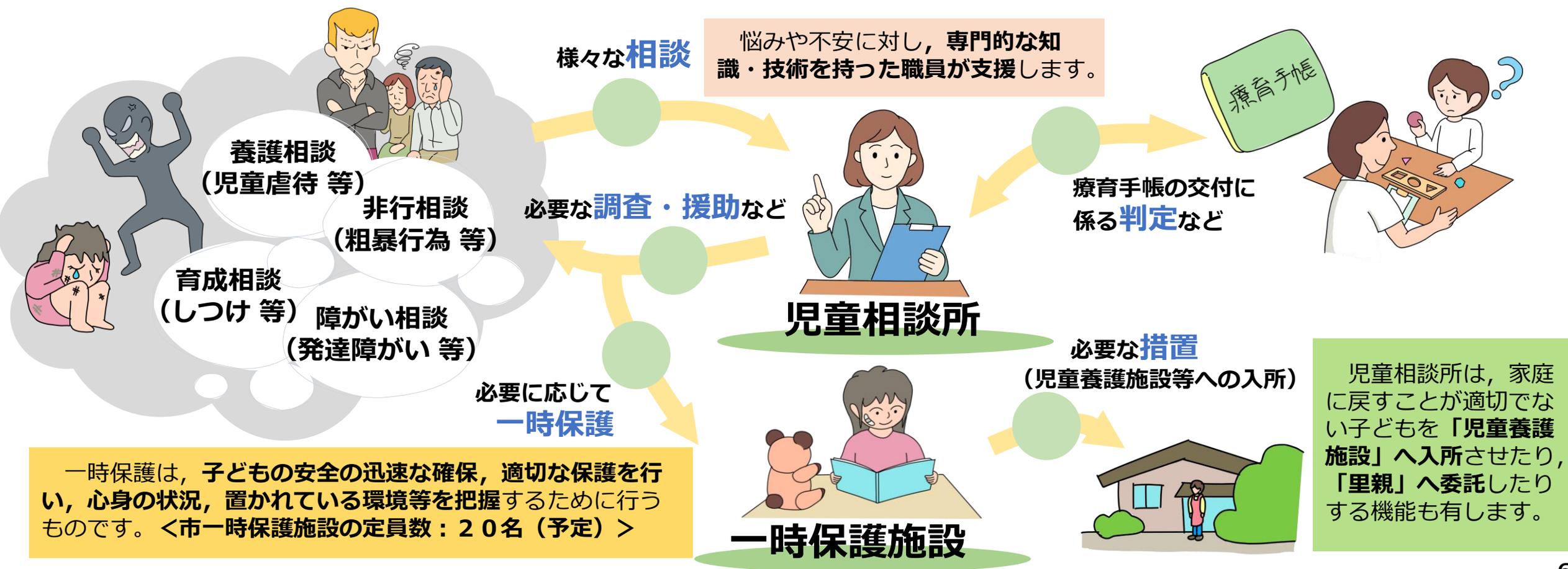
- ✓ 緊急性の高い重度の事案から包括的な在宅支援まで、**市が一貫して対応**



宇都宮市の組織として
一体的に連携

1-(4) 児童相談所とは？

1 8歳未満の子どもやその保護者，家庭等が抱える悩みや不安に対し，**専門的な支援を提供し**，子どもの最善の利益を守るため，それぞれの**子どもや保護者に最も適した援助や指導**を行います。



Q. 保護した子どもが施設から抜け出すことはあるのでしょうか？

一時保護施設は収容施設ではないため、他自治体においても抜け出す事例は見受けられますが、その理由は「家に帰りたい」、「友達に会いたい」といったものであり、**近隣住民の皆様にご迷惑をおかけすることはありません。**

※ セキュリティ面については、地域の皆様と保護した子どもたちの双方にとって万全となるよう、近年設置した自治体の取組を参考としながら、詳細を検討してまいります。また、抜け出した際の警察との連携体制等についても、十分に検討してまいります。

Q. 保護者が暴れたり大声を出したりすることにより、地域の安全が脅かされることはあるのでしょうか？

児童虐待などの相談は、施設内にある相談室で行われるため、原則、外で騒ぐようなことはなく、**近隣住民の皆様にご迷惑をおかけすることはありません。**

また、そのような事象が発生した際にも、迅速に対応できるよう、警察官や警備員の配置、警察との連携体制についても、十分に検討してまいります。

Q. 児童相談所には、不特定多数の市民が押し寄せることになるのでしょうか？

児童相談所は、子どもに関する悩みを抱える保護者やその子どもが相談に来所するほか、療育手帳の発行に必要な判定を受ける方などが訪れる施設です。

本市においては、事前に電話などにより日程の調整を行った上で来所いただくことを想定しているため、原則、**不特定多数の方が一度に利用することはありません。**

設置による効果

✓ 虐待が疑われる子どもへの迅速な一時保護等の対応

迅速な意思決定の下、虐待通告の際の一時保護等のより速やかな安全確保などが可能になります。

✓ 切れ目のない一貫した支援の提供

様々な機能を有する機関との連携により、寄り添い型の支援や緊急性の高い一時保護、家庭復帰後の支援はもとより、18歳以上の若者も対象とした切れ目のない一貫した支援が可能になります。

✓ 情報共有の迅速化

児童相談所が市の行政機関となるため、住民情報や福祉情報を速やかに共有できます。



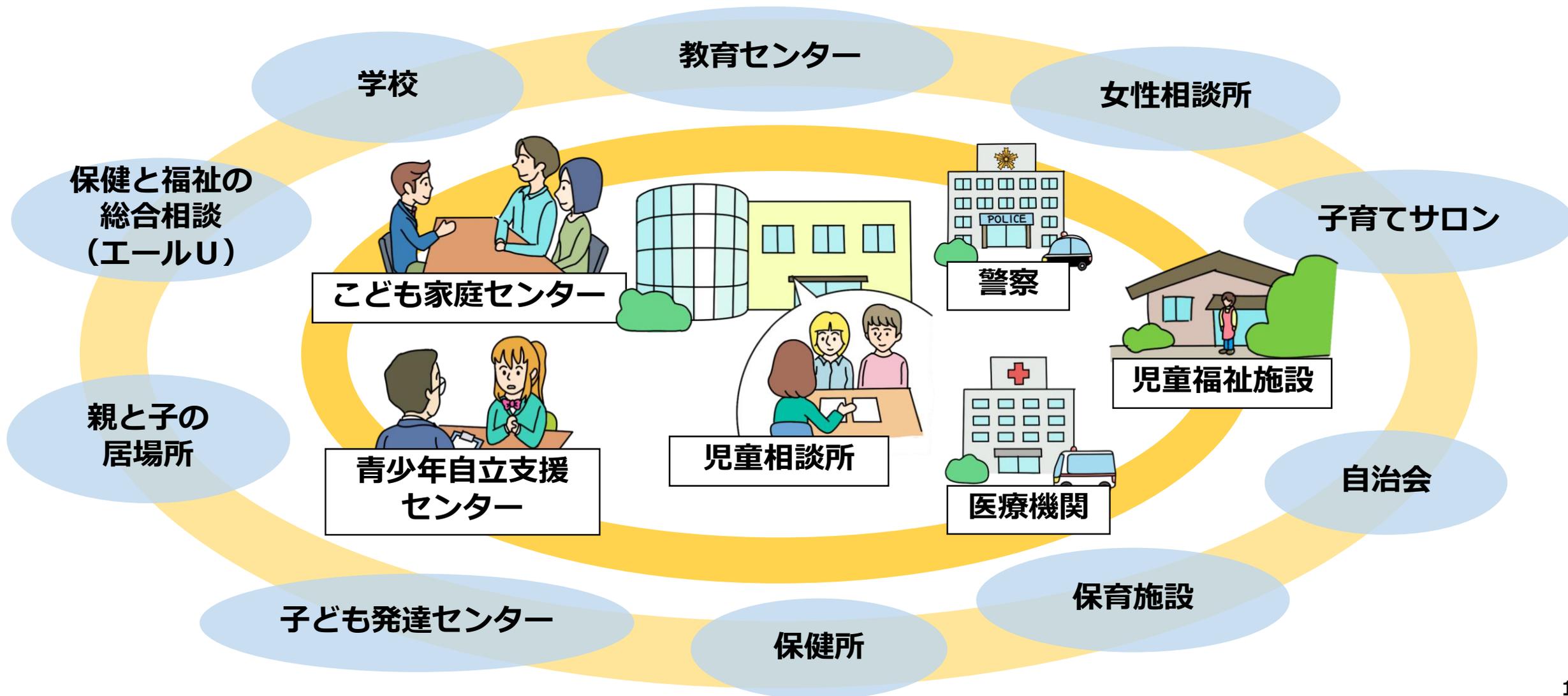
市が自ら「宮っこ」を守り・育てるため、児童相談所を設置します！

【市児童相談所の基本理念】（「宇都宮市児童相談所の設置に係る基本方針（令和6年5月策定）」より）

全ての子どもをの権利を尊重し、
地域社会が一体となって子どもを守り・育てる

1-(6) 宇都宮市が目指す姿①

子どもや子育て家庭の状況に応じて、子育てに対する相談から児童虐待対応までをきめ細かに対応できるよう、**児童相談所と地域社会が一体的に連携した支援体制**を目指します。



1-(6) 宇都宮市が目指す姿②

妊娠・出産から子育て，社会への自立まで，子ども・若者や保護者，家庭等に対する切れ目のない一貫した支援が可能な施設を目指します。

＜安心して子どもを産み育てることができるまちの実現＞



児童相談所

児童虐待や非行などの子どもに関する悩みや不安に応じる
専門的な相談支援機関

3つの機能を備えた施設

こども家庭センター（本部）

地域に身近な相談窓口として，
子どもに関する悩み等に応じるなど，
児童虐待の早期発見・未然防止を担う相談支援機関

青少年自立支援センター

概ね15歳～39歳の
青少年等の自立に向けた
相談支援を行う機関

2-(1) 建設予定地の選定①

建設予定地選定の考え方

- ・ 緊急時の市内全域へのアクセス性がよい場所であること
- ・ 公共交通の利便性がよいこと
- ・ 保護した子どものプライバシー保護が可能であること
- ・ 多様な関係機関と円滑な連携が可能な場所であること
- ・ 災害時の被災リスクが低い場所であること
- ・ 必要な面積規模が確保できる場所であること

上記の視点などから、総合的に児童相談所として最も適した場所を選定

(独) 国立病院機構栃木医療センター(宇都宮市中戸祭一丁目99番)

内の敷地を市児童相談所の建設予定地として決定しました。

2-(1) 建設予定地の選定（補足資料：検討経過①）

【第1段階】 児童相談所に知見のある外部有識者の意見を参考にしながら選定指標を設定し、
市内全域から絞り込みを実施

選定の視点		選定指標
緊急時の迅速性	通告等に対し、迅速な対応が可能	外環状線沿線※より内側に位置すること ※ 外環状線へのアクセス性が容易な外側500m以内
市民の利便性	公共交通機関によるアクセス性の良さ	駅・バス停等（LRT停留場予定地含む）から半径250m※以内であること ※ 公共交通（バス）の利用圏域（「芳賀・宇都宮地域公共交通計画」より）
面積規模	必要面積を十分確保可能	敷地面積 2,800m²以上を確保可能であること ※ 明石市, 奈良市, 尼崎市(R8開設予定), 船橋市(R8開設予定)の敷地面積を基に設定
土地の安全性	災害時における被害リスクの低さ	洪水・土砂災害・ため池・内水に係るハザードエリア外であること ※ 被害リスクの回避への対応が可能な土地は対象
他機関との連携	他機関と連携を図る上でのアクセス性の良さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設内の緊急時に対応要請を行う管轄警察署から半径4km以内※ ・ 虐待を受けた児童等に対応可能な医療機関及び乳児院から半径4km以内※ ※ 中央児童相談所から各機関・施設までの距離
保護した子どもへの配慮	落ち着いた雰囲気	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高層建築物や学校等と隣接していないこと※ ・ 今後、高層建築物の建設が見込まれる都心環状線外であること ※ 子どものプライバシー保護等への対応が可能な土地は対象

➡ 市有地や民有地, 県有地など, **83か所**を抽出

2-(1) 建設予定地の選定（補足資料：検討経過②）

【第2段階】 評価項目をもとに定量的な評価を実施し、**総合的に最も適した場所を抽出**

※ 事業用地化が困難な土地（学校用地，商業施設駐車場等）は除外

分類	選定の視点等	評価項目
選定指標	緊急時の迅速性	市内全域にアクセスが可能な中央地域に位置しているか評価
		周辺道路の渋滞時の混雑回避が可能であるか評価
	市民の利便性	最も近接する公共交通の運行頻度を評価
		近接する公共交通機関の有無を評価
	土地の規模	※ 全ての候補地が必要な面積規模を有しているため，比較評価の対象外
	土地の安全性	浸水等による被害リスクの有無を評価
	他機関との連携	管轄警察署への近接状況を評価
市内3警察署との円滑な連携が可能な場所に位置しているか評価		
虐待を受けた児童等への対応が可能な医療機関・乳児院への近接状況を評価		
保護した子どもへの配慮	一時保護等に係る中央児童相談所との円滑な連携が可能な場所に位置しているか評価	
	子どものプライバシーの保護への支障がないか評価	
事業性	整備スケジュール	静かで落ち着いた環境であるか評価
		地権者交渉の有無を評価
	財政負担	特別な開発手続き等の有無を評価
		赤字は重点項目
		財政負担の多寡を評価

2-(1) 建設予定地の選定②

【参考】案内図



航空写真



2-(2) 土地利用の方向性

効率的な敷地利用の観点から「駐車場」，「相談」，「一時保護」の3つのエリアに区分し，各機能を以下のとおり配置します。

◆ 駐車場エリア

駐車場・駐輪場 → 車両乗入れ口付近に配置

◆ 相談エリア

複合機能である児童相談所，こども家庭センター，青少年自立支援センターに係る執務室，相談室等
→ 相談者の利便性を考慮し，駐車場に隣接して配置

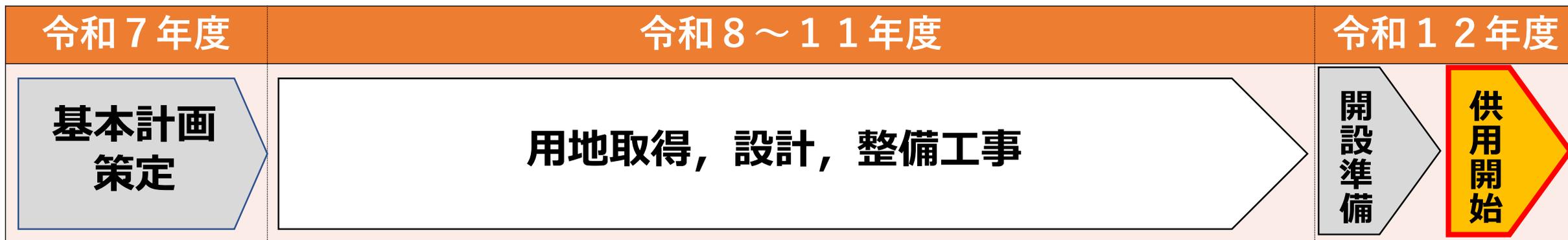
◆ 一時保護エリア

保護した子どもの居室や食堂，運動場等
→ 子どものプライバシー保護の観点等から，外部の視線を遮るとともに，相談者と動線が交わらない場所に配置

機能配置のイメージ



3 整備スケジュール（予定）



◆ 整備工事について

- ✓ 工事車両による周辺道路の渋滞や混雑に十分配慮します。
- ✓ 重機等の騒音・振動の低減に努めます。
- ✓ 工事中は周辺に仮囲いを設置するなど，安全への配慮に努めます。

整備工事の日程等につきましては，決定次第，御案内を差し上げます。
このほか，事業の進捗を踏まえ，必要に応じて地域の皆様に対し，随時，説明の機会を
設けさせていただく予定です。

【問合せ先】

宇都宮市子ども部子ども政策課 児童相談所設置準備室 Tel : 028-632-5175